

富士見ガーデンビーチ運用に関する市民検討会議設置要領

(趣旨)

第1条 富士見ガーデンビーチの老朽化に伴い、今後の運用方法について広く市民と意見交換を行うため、富士見ガーデンビーチ運用に関する市民検討会議（以下「会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(参加者)

第2条 会議の規模は、10人程度とし、次に掲げる者のうちから参加を求めるものとする。

- (1) 審議会や市民会議の代表者等
- (2) 地域町会関係者
- (3) 公募市民
- (4) その他教育委員会が必要であると認める者

(運営)

第3条 会議に当該会議を進行する座長1人を置き、会議に参加した者の互選によってこれを定める。

(開催期間)

第4条 会議の開催期間は、当該推進会議が初めて開催された日から令和2年3月31日までとする。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

附 則

この要領は、令和元年7月22日から施行する。